

監査告示第 7 号

令和 4 年 1 月 25 日付け監査第 0125005 号で提出した財政援助団  
体等監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があ  
りましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により次のとお  
り公表する。

令和 4 年 3 月 24 日

宇佐市監査委員

佐 藤 博 美



宇佐市監査委員

多田羅 純一



観ブラ第 0311003 号  
令和4年3月11日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様  
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永修 (観光・プラジット課)



## 令和3年度財政援助団体等監査における指摘要望事項に対する措置状況について（報告）

令和4年1月25日付監査第 0125005 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

### 記

#### I. 団体に対する事項

##### 【指摘事項】

###### (1) 補助金実績報告に係る決算関係書類について

・観光協会の令和2年度収支決算について、提出された書類を確認したところ、収支決算書の補助対象事業費の一部が実績報告書の額と整合していなかった。これについては、既に監査当日、訂正後の収支決算書を提出されたが、他の決算関係書類についても早急に訂正後の収支決算書と整合されるよう所要の措置を講じられたい。

#### 措置状況

・令和2年度収支決算書・支出の部・事業費・補助事業費の欄に決算額ではなく、最終予算額を誤って計上していたため、収支がマイナス 693, 871 円となっていました。

指摘により、支出の部・事業費・補助事業費の欄に正しい決算額を計上し、収支がプラス 2, 150, 359 円となる修正を行ったところであります。その後、他の決算関係書類（貸借対照表・損益計算書）について修正を行い、整合性を図ったところであります。

今後は、二度とこのような誤りを犯さないようチェック体制の強化を図つてまいります。

### 【注意事項】

#### (1) 補助金に係る理事会の承認等について

- ・補助金に係る事項について、観光協会における理事会の承認等がなされていないものが以下のとおり確認された。

今後は、適正な事務処理となるよう改善されたい。

##### ① 補助金申請に係る予算等について

補助金の申請については、協会の規定で理事会を通じて行うこととなっているところであるが、令和2年度補助金申請については、当初、変更申請とも理事会に諮られていない。

予算については、当初予算額に誤りがあった。また、変更に係る補正も行われていない。

##### 措置状況

- ・令和2年度の補助金申請については、令和2年3月7日に開催した令和元年度第2回理事会において、当初申請については理事会に諮り承認をいただいている。しかしながら、年度途中に行った変更申請については理事会に諮っておりません。今後は、協会の規定に則って適正な事務処理に努めてまいります。

当初予算額の誤りについては、原因は基本的な記載ミスであり、指摘により誤りに気付いた次第であります。当然のことながら、定款通りの事務処理はできておりませんので、変更に係る補正も行っておりません。

今後は、二度とこのような誤りを犯さないよう精査するとともに、チェック体制の強化を図つてまいります。

##### ②事務局長及び次長の承認について

- ・事務局長及び次長の承認については、協会の定款で理事会の承認を得て任免する事となっているところであるが、理事会に諮られていない。

##### 措置状況

- ・現在の事務局長は令和3年4月1日に着任していますが、事前に令和2年度の理事会に諮るいとまがなく承認を得ていません。事後処理にはなりますが、事務局長着任後の5月31日に開催した理事会に諮り、承認をいただいております。今後は、定款に則って適正な事務処理に努めてまいります。

### ③職員給与額等の設定について

- ・職員の給与規程について、労働基準法では従業員10名未満の場合、作成は義務付けられてはいないものの補助金の対象として当該職員給与が含まれていることから、その根拠となる給与規程を理事会等に諮り作成されたい。

#### 措置状況

- ・現時点では、観光協会独自の判断で職員給与額を盛り込んだ職員給与規程（仮称）を作成することは困難でありますので、市と協議していきたいと思います。

#### 【要望事項】

- ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光業が制限され、たいへん厳しい運営を強いられている中、創意工夫を凝らし積極的に様々な観光事業に取り組まれているものと敬意を表します。
- ・依然として先の見えない情勢ではありますが、今後とも、きめ細やかで柔軟な対応により宇佐市の観光活動に引き続き努められますようお願いします。

#### 措置状況

- ・新型コロナウイルス感染症は今後も依然として先行き不透明であります。当面は、インバウンド事業など困難な状況であり「マイクロツーリズム」と呼ばれる近場を巡る新たな旅行が中心になると思われます。
- ・地方の観光にとって地元の魅力をアピールできる体験型観光メニューが誘客のための貴重なアイテムと考えられるため、大規模なツアーではなく小さな体験を推進していきたいと思っています。

## II. 所管課に対する事項

### 1. 指摘事項

- ・補助金実績報告に係る決算関係書類について  
観光協会の令和2年度収支決算について、収支決算書の一部が実績報告と整合していなかった。これについては、既に監査当日、訂正後の収支決算書が提出されたところである。  
観光協会に対し、早急に所要の措置を講じるよう指導するとともに、今後は、決算関係書類と実績報告との整合を確認し、適正に審査されたい。

#### 措置状況

- ・補助金実績報告書と観光協会の決算関係書類について、誤った金額が決算関係書類に記載されておりました。観光協会に対しては、実績報告と収支決算

書についての整合を図るよう指導いたしました。今後は補助金実績報告と決算関係書類の整合性を確認し、適正な審査に努めてまいります。

## 2. 注意事項

### ・補助対象経費の総額について

観光協会では、運営費のうち駐車場収入、会員の会費等を財源として運営している部分がある。そのような中、運営の経費よりも収入の方が多い事業を補助対象としているものが見受けられた。補助金交付の目的及び理由から考えて、収入がある場合、先ず該当事業に必要な賃金等の経費に充当後、不足が生じる部分を補助対象とすべきである。

以上を踏まえ、観光協会の総事業費のうち補助対象となる運営費の総額とそれに対する財源内訳（市補助金、駐車場収入、その他収入等）を精査し、補助対象経費の総額を明確にするよう適正な事務処理をされたい。

### 措置状況

・補助対象経費の精査については、該当事業の財源及び收支を確認した上で、補助対象経費が妥当か否か精査していきたいと考えております。補助金要綱の改正も含め補助対象経費について検討を行い、補助金交付の目的及び理由を改めて意識し、適正に事務を行って参ります。

## 3. 要望事項

・指摘事項にあるように、観光協会の令和2年度収支決算書は訂正があったが、その結果、収支が赤字から黒字に代わっている。よって最終的な決算関係書類の整合を速やかに確認されるとともに、注意事項にあるように最終的な補助対象経費総額を精査し、過大交付となっていた場合は、必要な措置を講じるよう要望する。

### 措置状況

・当初観光協会の決算はマイナス 693,871 円となっていました。今回の決算書の修正によりプラス 2,150,359 円となったため、改めて観光協会の財務状況を確認したところであります。書類及び通帳等を再確認し、再度精算事務を行うこととしました。

今後は、精算事務の際に決算を徹底して確認し、返還や疑義の生じることの無いように努めてまいります。